

太陽光発電事業を計画されている皆様へ

太陽光発電事業の計画に際して、都市計画法の開発許可や宅地造成及び特定盛土等規制法（通称、盛土規制法）の許可の要否についての問い合わせを多くいただいています。

土地の造成を行わず、太陽光発電設備を設置するのみであれば、都市計画法の開発許可および盛土規制法の許可は不要となります。

また、**土地の造成がある場合でも、太陽光発電設備のみで建築物がない場合は都市計画法の開発許可は不要となります。**ただし、蓄電設備を併せて設置する場合は、蓄電設備が第一種特定工作物に該当する場合があります、開発許可が必要となる場合がありますのでご注意ください。

一定規模以上の土地の造成がある場合の盛土規制法の許可の要否については、太陽光発電設備を設置する土地（農地や森林、砂防指定地等）によって問い合わせ先が異なります。以下を参照いただき、お問い合わせください。

■都市計画法の開発許可の要否（建築開発課が所管）

	土地の造成がない場合	土地の造成がある場合※1
名義変更(所有者の変更)のみ	不要	—
太陽光発電設備のみ	不要	不要
太陽光発電設備+附属建物	不要※2	必要※2
太陽光発電設備+蓄電設備	不要※3	必要※3

※1 区画、形質の変更（公共施設の整備や、概ね 30cm 以上の切土、盛土等）を行う場合

※2 市街化調整区域の場合、原則、附属建物は建築できません。

※3 市街化調整区域の場合、原則、蓄電設備は設置できません。

■盛土規制法※4の許可の要否（個別法令の規制により所管が異なります。）

土地の規制（例）	土地の造成がない場合	土地の造成がある場合※5
名義変更(所有者の変更)のみ	不要	—
附属建物・蓄電設備がある場合	不要	建築開発課 (059-224-3087)
自然公園法特別地域の場合	不要	みどり共生推進課 (059-224-2627)
農地（田・畑等）の場合	不要	農地調整課 (059-224-2550)
地域森林計画対象民有林、国有林、保安林等の場合	不要	治山林道課 (059-224-2573)
砂防指定地、急傾斜地等の場合	不要	各建設事務所管理課へご確認ください
上記以外	不要	大気・水環境課 (059-224-2382)

※4 三重県内は「宅地造成等工事規制区域」「特定盛土等規制区域」のどちらかの区域となります。

※5 一定規模以上の切土、盛土等を行う場合はお問い合わせください。